

開会の日 令和4年6月20日(月)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	高 原	邦 子
副委員長	上ヶ吹	豊 孝
委員	葛 谷	寛 徳
委員	住 田	清 美
委員	澤	史 朗
委員	井 端	浩 二
委員	谷 口	敬 信

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
管財課長	砂 田	健 太郎
管財課指定管理係長	澤 田	充 弘
市民福祉部長	藤 井	弘 史
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹	信 也
地域包括ケア課長	佐 藤	博 文
総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長	森 本	睦
地域包括ケア課介護保険係長	籠 戸	重 明
都市整備課長補佐兼都市整備係長	直 野	幸 浩
消防長	中 畑	和 也

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	渡 辺	莉 奈

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第85号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第86号	飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例について
議案第87号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
議案第88号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について



( 開会 午前10時00分 )

## ◆開会

## ●委員長（高原邦子）

ただいまより第7回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりであります。

審査に入る前にお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をして、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

## ◆議案第85号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例

## ●委員長（高原邦子）

それでは付託案件の審査を行います。議案第85号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この委員長を呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（高原邦子）

藤井市民福祉部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。議案第85号についてご説明申し上げます。要旨4ページをご覧ください。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、介護保険料の徴収猶予期間の拡大及び減免要件の緩和を行うための改正でございます。

制定改廃の根拠でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険料の減免措置に対する国の財政支援の取り扱いを受けまして、当該取り扱いに適用した減免措置等を行うことができるよう、本条例に特例規定を追加するものでございます。

条例の概要でございます。2つございます。1点目は、徴収猶予期間の拡大です。新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の、収入が著しく減少した場合に、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が到来する介護保険料につきまして、徴収の猶予期間を令和3年度と同様に6か月以内から1年以内とする特例を規定するものが1点目です。

2点目につきましては減免要件の緩和でございます。国の財政支援における、介護保険料の減免要件の特例に対応するため、保険料の減免申請書の提出期限について、通常普通徴収の場合は、納期限の7日前までに、特別徴収の場合は年金支給月の前月15日までに提出することとなってい

るところを、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が到来する保険料について、令和5年3月31日までに提出することができる特例を規定するものの2点でございます。

市民への影響等につきましては該当する方につきましては、有利となる改正でございます。

影響の規模でございます。ご参考まででございますが、近年の実績でございます。そこに掲載しているような該当者の方、該当金額となっております。

施行日につきましては、公布の日でございます、適用日は令和4年4月1日でございます。

なお、この減免分につきましては、国庫補助金10分の6と特例調整交付金10分の4にて全額補填されるものでございます。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

今の実績もあるということですが、この収入が著しく減少した場合というところですが、これは実績もありますので基準があると思うんですが、具体的には、どの程度の減収を指すのでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

減免の計算におきまして、あくまでも収入をベースにして計算しますが、今年の収入の見込み、これからの未来の収入の見込みが、前年の収入に比べて3割程度落ちる見込みである場合に、この申し出をすることができます。以上です。

●委員長（高原邦子）

ほかにご覧いませんか。

○委員（住田清美）

施行日のことをお尋ねしたいと思うんですが、施行日は公布の日になりますが、適用が4月1日に遡って適用されるということなんですが、今議会の中で、税条例の改正なんかは専決で行われております。4月1日の適用で、交付でやられておりますが、これはなぜ専決にしなくて今回の交付になっているのかをお願いいたします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

本来でしたら専決で行うべきものということもありますけども、今回、実際の実情を含めて、今現在で、仮算定の状況でこの申し出がない状況というところもありますし、昨年も、本算定の時期において、この条例改正をして適用させたというところもあります。仮算定の段階、4月で仮算定判定され3か月分なり半年分の保険料を通知させていただくんですけども、そのときに申し出がありましたら、本算定の時にこの条例改正を待って受けるということをお願いする手はずにしておりまして、今回、この4月1日に遡ることによって全市的に周知をしっかりと、本算定の通知の中にこの減免の周知をちゃんとさせていただきまして、皆さん市民均等に制度があるんだということを、しっかりと周知させていただくという趣旨も含めまして、今回の本算定というような形にさせていただきます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（澤史朗）

これは今のコロナウイルス感染症対策の1つとして行われるわけですがけれども、一応来年、令和5年3月31日までに納期を迎えるものということで、1年という限定ですけども、その後というのは、またこれがコロナが続くようだったら、また国のほうで言うてくるのか。何もなければこの附則というのは、削除されるということでもよろしいでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

先ほど部長が申しあげました10分の6と10分の4の国の財政支援があるのは、今年度、この3月31日までの期限のものでございます。

そのほかに飛騨市の介護保険の条例で、通常のコロナに関係なく収入が減少した方も救うような手筈になっております。減免額はこのコロナの関係ほど多くはないんですけども、そのようなもともとある条例もございますので、もし国の財政支援が来年ないということになりましたら、通常の方の条例のほうの減免のほうを適用させて減免するというような手はずになっております。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

以上で質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして、報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第86号 飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例について  
から

議案第87号 指定管理者の指定について（飛騨市障がい者グループホーム）

●委員長（高原邦子）

次に、議案第86号、飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例についてから、議案第87号指定管理者の指定について（飛騨市障がい者グループホーム）までの2案件を、会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、続きまして議案第86号についてご説明申し上げます。要旨4ページをご覧ください。提

案理由でございますが、条例施行前の指定管理に係る準備行為を可能とするための改正でございます。根拠等につきましては市独自の改正でございます。条例の概要でございます。市が整備を進めている飛騨市障がい者グループホームについて、施設の整備期間と並行して、指定管理者が入居者の募集など、必要な準備を行えるようにすることで、同施設の円滑な運営開始を図るため、本則の特例として、供用開始予定前に指定管理に係る準備行為を可能とする規定を附則に追加するものでございます。なお、本条例の施行期日は、飛騨市障がい者グループホーム施設条例の施行期日を定める規則により、供用開始予定日である令和5年7月1日と定めているものでございます。市民への影響は特にございません。施行日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

では、続きまして議案第87号、指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

1、施設の名称、飛騨市障がい者グループホーム

2、指定管理者となる団体の名所飛騨市古川町若宮二丁目1番60号、社会福祉法人吉城福祉会、理事長、橋本正人。

3、指定の期間、令和5年7月1日から令和8年3月31日まで2年9か月間でございます。

別紙資料にて説明を加えさせていただきます。資料のほうをご覧ください。資料のほうをお願いいたします。

それでは1枚目でございます。募集方法につきましては非公募でございます。指定管理料につきましては期間中は全て0円ということでございます。

次ページをお願いいたします。選定結果でございます。3番の選定の経過でございます。令和4年度第1回選定委員会、令和4年5月12日でございますけれども、下記6番の選定委員会委員、この5名によりまして資格等基準、提案内容に係る書類審査を行い、申請者を選定いたしましたところでございます。

次ページをお願いいたします。3ページからは今回の飛騨市障がい者グループホームの指定管理者指定申請書であります。

5ページをお願いいたします。5ページ表7の2、内容審査にかかる提案書につきまして主なものをご説明させていただきます。まず審査項目の2、業務計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであることの①のBでございます。市役所、福祉担当部署をはじめ、障がい者関連事業所を通じて情報を集約、法人内の障がい支援センターとの連携から入居希望者の把握に繋がります。②のeです。朝夕の食事の提供については、職員、世話人が対応し、入居者の体調に異変がないか確認を行います。

次ページをお願いいたします。最下段④のaです。地元住民との繋がりを大切にするため、隣接する和光園が開催する夏祭り行事等に参加し、地元近隣者との交流の場を設けます。有事の際に備え、隣接する和光園が行う夜間避難訓練に参加協力を行い、近隣者に施設の理解をしていただくとともに、近隣者の意見なども取り入れていきます。

次ページをお願いいたします。3、業務計画書に沿った管理を安定して行う人員試算、その他の能力を有していること。②のaです。人員の配置基準に沿って必要な人員配置を行います。法人のスケールメリットを生かして、専門職の協力も仰ぎ対応できる体制を整えます。

4、収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。①です。指定管

理料につきましては0円でございます。

5、医療福祉等様々なサービス資源との連携や利用を図り、利用者の生きがいがある暮らし、安心安全な暮らしの環境を整え、利用者のQOL向上に努めるものであること。①でございます。憩いの家職員がグループホーム業務を兼務することにより、生活状況の把握はできるものとして捉えています。憩いの家、B型利用所については、日中の生活の様子を十分把握できますが、他の作業所事業者については、サービス管理者同士の連携により情報共有をします。よりよい暮らしの支えになるように、作業所間の関係を築くこととします。

②です。施設建物内に、法人事務局、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションがあり、連携が密にとりやすい環境にあります。また、有事の際には、隣接する和光園職員の応援体制も取れる状況にあります。法人が契約を行っている他事業での協力医療機関の協力を得ながら、口頭による協力や、ときには現場での協力をを行い、連携を図ります。

次ページをお願いいたします。次ページは、表7付表で人員配置計画及び、従事者、有資格者についてが記載されております。基準配置人員をクリアしていることを確認しております。

次ページをお願いいたします。次ページからは今回の指定期間での具体的な人員配置表でございます。1週間の人員配置をここに記載されているものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページ、収支計画書でございます。3年間の収支計画書の総括表でございます。初年度令和5年度につきましては供用開始予定日が令和5年7月1日のため、令和5年度は9か月間の積算となっているところでございます。

最後12ページにつきましては法人の概要書となっております。なお、先ほど指定管理料のお話の中で0円ということをお話をして、法人とも協議済みでございますが、指定管理予定者は初めての業務でございまして、入居者さんに対してやっぱり丁寧な関わりをしていきたい。徐々にマックスといいますか定員12人でございますけれども、そこに近づけていきたいというお話がございまして、入所者を1期目、いわゆる3年間で12人の最大定員にしていきたいとの申し出がございました。

つきましては最大定員の12名との差額分につきましてはの支援要望がありましたので、1期目の3年間につきましては、その差額分を別途、定員経過措置的な補助金のような積算補助金として、3年間予算計上したいということを思っております。参考までに現在の計画では1年目、520万円、2年目300万円、3年目、700万円という計画を持っているところでございます。12人の定員にするまでに3年間かけて12人まで持っていくということで、徐々に慣れながらやっていきたいとの申し出でございます。簡単ですが以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑は議案番号を述べて行ってください。

○委員（澤史朗）

議案第87号の指定管理のほうの件ですが、今、最後に説明がありました収支計画書のところ、ちょっと私も見ていて、有料利用者見込みというのが、最初から満床の状態に記載をされているわけですね。12床が常に満床の状態ですけれども、以前の説明で今ほど部長から説明があったように、徐々に増やして最初はできれば10人ぐらいで始めて、その3年間のうちには、満床12人と

というような話を聞いていて、その後、そうすると必然的にこの計算では合っていないというふうに見ていたんですけども、それでその足りない部分、多分これは措置費が入っていないというところで、別途、指定管理料は0円だけれども別途出すというところのその根拠というのは、今度の協定書の中に入られるのか。それとも、その条例の中に、入ってくるのか。その辺の根拠というのは、今の話の中でこうしましたということだったけれどもその根拠というのは、もう一度説明いただけますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

補助金で出すという部分ですが、とりあえず満床の収入で採算が取れるというところが、この指定管理としてGOが出せるかどうかの争点でした。それで満床でいける方法を見出しまして、これであれば指定管理が出せるということで、満額の指定管理料ということですが、申し出があったように、今の部分というのは、補助金です。補助金というのは、基本的に予算の議決の中で、根拠を持ってくるものです。

ですので、毎年度の予算の策定の中で、1年目、2年目、またこの募集した状況によっては、どういった人数でスタートするかということも、これから先ちょっとまた準備を進める中でいろいろ変わってくるかもしれません。

ですので、その状況に応じて、当初予算の編成のときに、しっかりしたものを精査して、提案をするということで、特段何か例規のようなもので、それをうたうとかということではなく、都度の補助金という形の中で、執行しようというようなことは思っております。ただ指定管理の協定書の中には、何らかの記載は必要になるのかなというふうに思っているの、そういった形でのやり方というふうに思っております。

○委員（澤史朗）

先ほどの金額を聞くと、初年度が520万円そして300万円、700万円というふうに3年目が増えていくわけですね。そうすると、多分根拠があってそういう数字が出ていると思うんですけども、1期目の2年9か月の指定管理が終わってから、次は通常ですと、次の指定管理期間は5年ということになりますけれども、そうなってきた場合に、これは減っていくのかなと思ったら、いや、増えるんですよというようなことになると、その次、2期目の指定管理になったときも、まだこの数字が残っていくのではないかとこのようにして、想像されるんですけども、また、引き続きこういった形で補助金を出していく予定なのかどうか、その辺はいかがでしょう。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

申し訳ありません。ちょっと私の滑舌が悪いのか、先ほど申し上げた数字をもう一度申し上げます。今のところの計画では1年目520万円、2年目300万円、3年目70万円でございます。

それで、少し補足をいたしますと、1年目は6人、2年目が9人、3年目が12人というような形で、定員まで持っていきたいというような計画でございます。したがって法人さんとも事前にちょっと話をさせていただいておりますが、この措置は、一期目の3年間だけです。次

からはもう12人マックスで、当然指定管理料が0円ということでお願ひしますという話をさせていただいたところでございます。

○委員（澤史朗）

分かりました。それで、先ほどの指定管理の申請のときに一応満床ベースで採算が合うかどうかということを出してもらったということですけども、そこで、確かに意味は分かるんですけども、これ、結局、最終的にその補助金を出して補填するところなんですけど、それはその年によって今その試算として6人、9人、12人というふうにして、人数が変わってくるので、それが1人増えたり、1人減ったりすることによってこの金額も変わっていくから、この指定管理料というところには反映できない補助金でやるんだということが、これはよく分かるんですけど、指定管理の最初の申請段階において、多分、満床で計算をして出してくださいよというような指示があるんだと思うんですね。

でなければ、実際に最初から12人という計算は、法人も最初からしていないので、この数字が出てくるわけがないですけど、そういったところで何となくこの数字に関しては書類だけの審査みたいな感じで、実態があまり反映されていないところが、ちょっとこの収支計画書、何となく寂しいなと思う。実態は本当に、この数字が出てきた表もあるとありがたいなというのと、それとこれはあくまでもこの人数によって差が出てくるという、その補助金の差が出てくるということの説明ですけども、今、原油高だとか、物価高騰で、光熱費というのがずいぶん違ってきますよね。

その辺の加味というのは、別の状態ではほかの指定管理施設でやっているような形のことで、これはまだ来年の7月からですから、また1年後には、どういうふうにして改善されているか分からないし、もっと物価高になるかもしれないし、それが落ち着いて、平常値に近くなってくるかもしれないけれども、その辺というのも、通常ですと指定管理、ちょっと話が長くなって申し訳ないですが、4月1日からの指定管理というのが、前年の12月に議決をされるというような形です。

これは、準備期間もあるということで、丸々1年前ですよ。非公募でやるということで、当初からの話でそこは理解していますけれども、これだけ1年前、今の物価情勢がよく分からない状況、そして利用者もどれだけ入所者が、これはぎりぎりになっても分からないと思うんですけども、今のような形で、最初半分から始めてというようなところを、もうちょっと調査があつて、もっと実態に合った数字が出てくる収支計画書があつてからの指定管理者の指定ということに至ってもいいのではないかとというような考えですけども、今の時期、1年前に指定管理者を指定するところ、ちょっと2つになりますけど、その根本的な理由と、あとは物価高騰に対するその試算のところ、その2点をお伺いできればありがたいです。

●委員長（高原邦子）

どうでしょうか、答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず、指定の時期ですが、私、そもそももう3か月前に指定というのはもう絶対遅いと思っていて、本来やっぱり1年くらい前にやるべきなのではないかと思うんです。ただ、ある程度運営されて継続している施設ですと運営の実態が分かりますし、その前に大体もう辞めるとか手を挙

げるとかという話が出てきますからいいんですが、新設のものについては、やっぱり3か月前と  
いうのはちょっといかにも遅すぎないかと。

これは、その感覚の問題ですから、直前でもいいのではないかという人もいれば「1年でもい  
やもっと短い、2年ぐらいかけるべきだ」という人もいると思うのですが、私はやっぱり今まで  
新設のものを見ていると、やっぱりそのぐらいの期間はかけるべきだというふうに思っているの  
で、それで今回、このタイミングでの指定管理の指定になったということです。

結局、幾らぐらいかかるかやってみないと分からないところもありますし、スタッフをそもそ  
も1から雇いますから、その訓練のこともあるし、この場合は募集をかけないといけないとい  
うこともありますので、やっぱりどう考えても時間は十分にいるということだというふうに思い  
ます。

それから物価高とかの影響ですけど、これはこれに限った話ではないので、当然平時ベースで  
算定をして、それで、そのときそのときの変動によってそれはどう見るかという判断をしていく  
ということですから、これはここの中に、もちろんある程度物価高なり、原油高、燃料高が固定  
されているという状態であれば当然織り込んでこられる話ですが、今回の原油高、物価高は本当  
に急激に進んできていますから、ここに織り込めというほうが難しいというふうに思いますので、  
これは別途に措置すべきものかなというふうに思います。

それと、ちょっと付け加えて申し上げますと、先ほどの補助でやっているという話ですが、今  
回指定管理料にするのか、補助にするのかという議論をちょっとしたんですが、私は補助のほう  
がいいと思って、今回こういうやり方にさせてもらっているんです。

それで、グループホームはここ1つではないんですね。市の施策としてはもっとやっぱり増や  
していきたいという考え方があって、そうすると、市がやっているものだけ指定管理で最初から  
完全に見てもらえて、民間のやっているものについては、自前でやるということもおかしいので  
はないかという気がして、ある程度充足してきて、やれる状態になればそれはそれでいいと思  
うのですが、やはり、特にスタッフの訓練というようなことは、うちがある程度のクオリティーを  
求めているということもありますから、そうなれば、少ない人数からスタートして増やしてく  
うことでクオリティーを保ちたいという回答が来るのも当然ですし、何でもいいからとにかく  
満床で始めてくれという言い方も、うちもできるわけです。

ですけれども、そこについては、やっぱりクオリティーを担保したいということを重視しまし  
たから、それはほかにもやっぱり同じことなので、もっとこれで担保するというをほかの民  
間のグループホームが今後出てきて頼めばそこは、ある程度うちも市で補助していきましょ  
うという考え方にもなるので、そうすれば、やはり指定管理というよりも、満床の状態で積算を  
してもらって、それで補助で行ったほうがいいのではないかと今回そういう判断をしたとい  
うことであります。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（葛谷寛徳）

関連があるのですが、今の工事は順調に進んでいるのかどうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。どうぞ。

□都市整備課長補佐兼建築係長（直野幸浩）

工事自体は若干遅れています。ただ、それはものが入らないとか、そういうのではなくて、やはり改修工事なので、撤去したりして見えない部分がいろいろありまして、そこにちょっと時間を費やしていると。

それから、確かに物は入らないという状況は、業者さんから聞いていますので、毎月、何を発注していつ入る予定かということは管理しながら、その情報は担当課にも伝えながら、工事を進めていきたいと思っています。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

議案第86号のほうの準備期間についてお尋ねしたいと思います。吉城福祉会さんがやる方向でずっと準備を進めていらっしゃるのですが、今、具体的にどの辺まで準備を進められているのか。特に、職員を民間のグループホームに研修してというようなことがありましたが、このことについても、もう実行されているのか、予定はどのくらいになっているのか、お願いいたします。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

準備の状況ですが、吉城福祉会さんでは一応人員の配置については、憩いの家の今のB型の作業所と、兼務する形を考えておられまして、それを見込んだ人員配置を今年度されているというようなことをございます。

それから、サービス管理責任者ですとか必要な資格のあるような方の研修というのは、今、行ける方に行っていただくような形を計画されております。先進地への視察については、今のコロナ禍の中で、実際その現場に入って研修するということではできませんでした。ただ、そういった先進地へ聞きに行って、今回こういった収支均衡のとれた運営ができるやり方というのを提案されてきたというのがございますので、実践の研修まではできていないですが、そういったところで聞いてきたことを反映しながら、現在、正式に指定が出てからいろいろ本格的な体制づくりをされると思うのですが、そのような形で伺っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

以上で質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論は、議案番号を述べて行ってください。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第86号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決しました。

次に、議案第87号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (高原邦子)

ここで職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

( 休憩 午前10時37分 再開 午前10時38分 )

◆再開

●委員長 (高原邦子)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第88号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

●委員長 (高原邦子)

議案第88号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長 (中畑和也)

議案第88号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の内容は、要旨で説明させていただきます。4ページをご覧ください。提案理由は、消防団員等公務災害補償等責任教材等に関する法律の改正に伴う改正です。年金制度の機能強化のため、国民年金法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、消防団員等公務災害補償等責任教材等に関する法律の一部が改正され、年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、当該条例において、障害補償年金または年金である障害保障もしくは遺族補償を担保に供することができる旨を規定していた箇所を削除するものです。

市民への影響は、本市において本条例に基づく年金を受給されている方はみえませんが影響はありません。施行日は公布の日からといたします。よろしく願いいたします。

●委員長 (高原邦子)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ないでしょうか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって議案第88号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。ここでお諮りいたします。ただいま議決いたしました4案件に対する委員会報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (高原邦子)

以上をもちまして、第7回総務常任委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

( 閉会 午前10時42分 )

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 高原邦子